

札幌市定山溪自然の村の使用料減免に係る審査基準

札幌市定山溪自然の村条例第4条第2項及び同施行規則第4条第1項の規定に定める使用料を減免する場合の審査基準及び申請に対し処分をするまでに通常要すべき標準的期間（「標準処理期間」）は、本表基準による。

処分の範囲	審査基準	標準処理期間
(使用料の減免) 条例第4条第2項 関係	1 札幌市定山溪自然の村使用料減免取扱要綱に規定する次の各号のいずれかに該当するかどうか。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校が教育課程の範囲内で使用する場合 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校及び特別支援学級が教育課程の範囲内で使用する場合 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条2の2に規定する障害児通所支援の利用者及び同法第7条第1項に規定する児童福祉施設の利用者が、当該施設の職員等により引率されて自然体験活動に係る事業のために利用する場合。ただし、保育所及び幼保連携型認定こども園における利用については、本条第1号に定める幼稚園における利用と同様に扱う。 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス等の利用者が、当該施設の職員等により引率されて自然体験活動に係る事業のために使用する場合 (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者が、自然体験活動のために使用する場合。 (6) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児156号）による療育手帳の交付を受けている者が自然体験活動のために使用する場合 (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が自然体験活動のために使用する場合 (8) 市及び教育委員会（以下「委員会」という。）が主催し、並びに自然の村管理業務を代行する団体が市と協定等を締結のうえ実施し、自然体験活動に係るボランティア指導者の養成を目的とした研修事業のために使用する場合であって、委員会が認めるとき。 (9) 少年の育成を目的とする団体で委員会が認める団体が自然体験活動に係る事業のために使用する場合で、委員会が認めるとき。 (10) 非常災害時の場合の避難場所としての使用等、公益上やむを得ない事由により使用する場合であって、委員会が認めるとき。 (11) その他委員会が前各号に準ずると認めるとき	原則として使用料減免申請書が提出された日